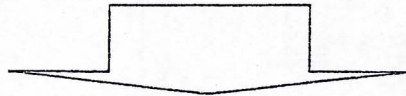


「三位一体の改革」について

- 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、
- 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
 - 地方が自由に使える財源を増やす
 - 地方が自立できるようにする

「改革と展望」の期間(平成18年度まで)に以下を三位一体で推進



国庫補助負担金の改革

- 概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革
- 17年度及び18年度に行う3兆円程度の改革の具体案を地方団体に要請し検討

税源移譲を含む税源配分の見直し

- 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて税源移譲
 - ・税源移譲は基幹税の充実を基本に行う
 - ・義務的な事業については全額、その他は8割程度を目安として移譲
- 税源移譲は概ね3兆円規模を目指す

交付税改革

- 交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小
 - ・地方財政計画の歳出を徹底的に見直し
 - ・算定方法の見直し(段階補正、事業費補正等)
- 不交付団体(市町村)の人口割合を大幅に高めていく
- 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保
- 財政力の弱い団体は地方交付税の算定を通じて適切に対処

※ 網掛け部分は「基本方針2004」において追加されたもの。

「三位一体の改革」の成果

(H^{①⑥}～H^{①⑧})

国庫補助負担金改革	約 4.7 兆円
税 源 移 譲	約 3 兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約△ 5.1 兆円

国庫補助負担金改革

○既決定分	3兆8,553億円
○18年度新規決定分	8,108億円
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円)
合 計	4兆6,661億円

○ 税源移譲

- 18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施(19年分所得税、19年度分個人住民税から)
- 18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3兆94億円)

地方交付税改革

○総額の大幅な抑制

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H^{①⑥}～H^{①⑧})

△5.1兆円

○主な制度の改革等

(新設交付税の創設)

- ・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
- ・財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置))
- ・不交付団体の増加

人口割合(市町村) H^{①②}11.5% → H^{①⑦}18.4%